

保護者の皆様へ

国立市子ども家庭部長 松葉 篤
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症流行下における保育園、認定こども園の運営について
(令和4年度第4報)

日頃より当市の保育・幼児教育行政にご理解、ご協力を賜り深く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、再度増加傾向にあり、今冬は、インフルエンザとの同時流行も予想されているところです。

インフルエンザ登園届については、先日、別通知にてお知らせしたところですが、新型コロナウイルスに関する登園等の基準について、これまでお知らせした内容を含めて改めてお知らせいたしますのでご確認下さいますようお願いいたします。

記

1. インフルエンザ登園届について

当面の間、インフルエンザに関しては、医療機関発行の登園許可証、治癒証明は不要とされていることから、先日、園を通してお配りしたインフルエンザ登園届（市ホームページからもダウンロード可）を保護者が記入の上で、登園時に園にご提出をお願いいたします。記載漏れがあるとお子様をお預かりできません。

インフルエンザに関しては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで登園できません。（発熱した日、解熱した日は0日として数えます。）

2. 休園等の取り扱いについて

(1) 保育園等における濃厚接触者の特定について

園内での最初の陽性者判明から5日以内に同一クラスなど、当該陽性者との関わりが多い園児・園職員に、追加で陽性が判明し、陽性者の合計が原則として5名以上となった場合、園医により濃厚接触者を特定し、状況に応じて休園を行う。

①最初に陽性者が判明した時点で園内の全保護者に速やかに情報提供を行い、同一クラス園児等と陽性者との最終接触日を0日目と数え、5日間の健康観察及び登園の自粛を依頼いたします。園は休園といたしません。園児や同居家族に基礎疾患がある場合など、登園にご不安がある方や家庭保育が可能な方については無理のない範囲で登園をお控え下さい。

登園を控えていただいた方については、保育料を日割り減額の上で返金いたします。

②陽性者が5人以上とならない場合においても、園内の体調不良者等の状況から、3人程度陽性者が判明した段階で、感染拡大防止の観点から、園医と協議の上で休園の判断や保護者に

強い自粛要請を行うことがあります。

③上記によらず、園職員に陽性者が多数発生するなど、お子様を安全にお預かりする体制が整わない場合は、やむを得ず休園とする場合があります。

④休園とならない場合においても、陽性者の発生したクラスのお子さんなど、陽性者と接触のあったお子さんについては、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）は基礎疾患をお持ちの方や高齢の方などのハイリスク者との接触や高齢者施設や入院施設などのハイリスク施設への訪問、不特定多数の方が集まる飲食や大規模イベントの参加等の感染リスクの高い行動はお控え下さい。病児・病後児保育施設をご利用の場合については、必ず園内で陽性者が判明している旨を施設にお伝えいただき、利用の可否を確認して下さい。

3. 家庭保育のお願いについて

家庭保育のお願いについては感染状況に鑑み、令和4年11月より、いったん終了としております。それに伴い、保育料等についても、保育園等が休園した場合や園児が陽性者、濃厚接触者となった場合、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合などを除き、日割り減額をしないこととしております。

特に発熱・風邪症状の場合、原因がはっきりわからなくお休みいただいた場合は新型コロナウイルス感染の疑いがあるため日割り減額の対象となりますが、医療機関等で新型コロナウイルス感染症ではないと診断された場合は、診断された日の翌日以降のお休みについては発熱・風邪症状があっても日割り減額の対象とはなりません。国の通知に基づいた運用となりますので何卒ご理解のほど、お願い申し上げます。

家庭保育のお願いの再開の目安につきましては、令和4年10月26日付けの保護者宛通知をご参照下さい。

4. 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金制度について

保育園等が休園となり、仕事を休まなければならなくなった保護者に対しての支援として、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」の制度がございます。企業が労働者に有給休暇を取得させる制度を作った場合に企業に対して補助をする制度ですが、企業が制度を作らなかった場合は、保護者が直接支給申請をできる制度となっております。詳しくは別添のパフレットをご覧ください。

5. お子さんが発熱した場合の相談先について

相談先は下記のとおりです。感染状況によっては大変つながりにくいことがあります。

- ・かかりつけ医
 - ・国立市保健センター 電話 042-572-6111（平日8:30~17:00）
 - ・東京都発熱相談センター（下記の7回線いずれも24時間、土日祝日を含む毎日受付）
 - 看護師・保健師が対応する発熱相談センター
電話 03-5320-4411 電話 03-5320-4551
電話 03-5320-4592 電話 03-6258-5780
 - 一般オペレーターが対応する医療機関案内専用ダイヤル
電話 03-5320-4327 電話 03-5320-5971 電話 03-5320-7030
- ※視覚にしょうがいがある方等、電話での相談が難しい場合はファクスでの相談も可です。
ファクス番号 03-5388-1396

6. 東京都抗原定性検査キット配布事業について

発熱等の症状がある方または濃厚接触者となった方について、東京都より抗原定性検査キットの配布を受けられる事業があります。

○申込み

- ・ネット申込 東京都の「発熱等の症状がある方のための検査キット申込サイト」、「濃厚接触者となられた方のための検査キット申込サイト」からのお申込み。
- ・電話 0570-020-205（9：00～19：00、土日祝日を含む毎日）

※原則ネットでの申し込みです。ネットでの申し込みが難しい場合は電話でお申し込み下さい。

※上記4、5、6は令和4年12月15日時点での情報です。連絡先の変更や事業の終了など今後変更の可能性がありますこと、ご了承下さい。最新の情報については、それぞれの事業のホームページでご確認下さい。

問い合わせ先

国立市子ども家庭部保育幼児教育推進課保育・幼稚園係

TEL 042-576-2427

◎園関係者の感染状況に応じた基本的な対応（令和4年12月15日時点）

状態 対象者	陽性	濃厚接触者と判定	PCR検査・抗原検査 （※2）受検	同居家族がPCR検査・抗原検査（※ 2）受検中又は発熱・風邪症状
園児	登園を控える （原則7日間）	待機期間中（原則5 日間）は登園を控え る	検査結果が出るまで登 園を控える	可能な限り登園を控える
保護者	送迎を控える ※同居の場合、園児は登 園を控える。 （原則7日間）	待機期間中（原則5 日間）は送迎を控え る	検査結果が出るまで送 迎を控える ※同居の場合、園児は可能な限 り登園を控える。	送迎を控える ※同居の場合、園児は可能な限り登 園を控える。
職員	出勤を控える （原則7日間）	待機期間中（原則5 日間）は出勤を控え る	検査結果が出るまで出 勤を控える	出勤を控える

園児や保護者が上記の状態に該当した場合は、速やかに園にご報告をお願いいたします。また、上記の表では原則の対応を示しておりますが、表のいずれの場合も、園児の登園や保護者の送迎にあたっては、園に事前にご相談いただくとともに、必ずPCR検査等を受けた医療機関等の指示に従って下さい。

- ※1 園児または職員が陽性の場合、感染拡大防止の観点から、原則、園内全保護者への情報提供（クラス名）を行います。ただし、陽性となった園児または職員の最終登園（出勤）日が1週間以上前である場合でその後体調不良者が出ていない場合など、園内での感染拡大のリスクがない場合については、個人情報保護及び人権への配慮の観点から情報提供しない場合があります。また、休園の場合は市ホームページでの公表（園名は非公表、「園児」・「職員」の別のみ）を行います。
- ※2 この表中のPCR検査・抗原検査とは、症状がある場合や濃厚接触者となったことなどにより、感染の可能性があるため、PCR検査・抗原検査を受ける場合を指し、勤務先等で定期的に無症状者に対し実施されるものや旅行や入院等に備えたPCR検査・抗原検査は含まれません。
- ※3 上記の表によらず、同居のご家族の周囲で陽性者が判明した場合は、そのご家族が濃厚接触者と判定されていない場合でも、ご家族に発熱や呼吸器系の症状がある場合には可能な限りお子様の登園をお控え下さい。

◎保育園・認定こども園登園等の注意事項（令和4年12月15日時点）

- ① 毎朝登園前にお子様やご家族の体温を計測し、お子様の検温結果、健康状態を園にお伝え下さい。発熱がある場合や呼吸器系症状など、風邪症状がある場合は登園や送迎はできません。ただし、呼吸器症状等が感染性のものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。
- ② お子様やご家族に発熱等が認められた場合、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器系症状が改善傾向となるまでは、発熱したご本人の登園や送迎はできません。また、園児の同居のご家族に発熱がある場合や呼吸器系症状など、風邪症状がある場合は、可能な限り園児の登園をお控え下さい。
- ③ 登園後にお子様に発熱や呼吸器系症状等が見られる場合は、直ちに保護者の方に連絡しますので、速やかにお迎えをお願いいたします。
- ④ お子様や同居家族の方が陽性もしくは濃厚接触と判定された場合、またはPCR検査等を受けることとなった場合には、園に速やかにご連絡をいただくとともに登園はお控え下さい。（ただし、同居家族の方が濃厚接触と判定された場合でも同居家族全員に体調不良がなければ、園児の登園を可としております。）
- ⑤ 陽性と判定されたお子様で症状のある方については、発症日から7日間経過し、かつ、発熱や咳などの風邪症状が軽快してから24時間経過した場合は8日目から療養解除となり登園が可能となります。（同様に、症状のない方は検査日から7日間経過後に8日目に療養解除。※抗原検査キットによる療養期間の短縮は不可。）ただし、10日経過するまでは感染のリスクが残るとされていることから、大人数での園行事など感染リスクの高い活動を避けていただく場合があります。
- ⑥ 家庭内感染等により園児が濃厚接触者に特定された場合、待機期間中（陽性者との最終接触から5日間）は保育園、認定こども園等をご利用いただけません。同様に保護者が濃厚接触者となった場合は待機期間中、その保護者による送迎はできません。※園児については抗原検査キットによる待機期間の短縮は不可。
- ⑦ 基礎疾患をお持ちのお子様など、感染した場合のリスクが大きいお子様については、主治医に登園について必ずご相談の上、リスクがある場合については登園を控えていただくようお願いいたします。
- ⑧ 保護者の方が園に入る際はアルコール消毒液等での消毒を徹底し、マスクの着用をお願いいたします。また、園敷地内や周辺での保護者同士の長時間の会話など、密になる環境を作らないよう、ご協力をお願いいたします。
- ⑨ 園行事等については、感染拡大予防の観点から、内容の変更、延期または中止となる場合があります。

※上記取り扱いについては、今後の国・東京都等の方針により変更する場合があります。